



2025 年 8 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社コンヴァノ
代表者名 代表取締役社長 上四元 絢
(コード：6574 東証グロース)
問合せ先 執行役員 藤本 光
(TEL：03 (3770) 1190 (代表))

第4回新株予約権(行使価額修正条項付)の大量行使、月間行使状況及び権利行使完了に関するお知らせ

当社が2025年7月16日に発行いたしました第4回新株予約権(行使価額修正条項付)の2025年8月13日から8月26日における大量行使の状況につきまして、下記のとおりお知らせいたします。また、本日をもって、発行した全ての新株予約権が行使されましたので、2025年8月における月間行使状況につきましても、併せてお知らせいたします。

記

I. 大量行使について

1. 銘柄名	株式会社コンヴァノ 第4回新株予約権(行使価額修正条項付)
2. 2025年8月13日以降の交付株式数	790,000 株
3. 2025年8月13日以降に行使された新株予約権の数及び発行総数に対する行使比率	790 個(発行総数の 11.29%)
4. 2025年8月13日時点における未行使の新株予約権の個数	790 個
5. 現時点における未行使の新株予約権の個数	0 個

6. 2025年8月13日以降の行使状況

行使日	交付株式数		行使価額(円)	行使された新株予約権の数(個)
	新株(株)	移転自己株式(株)		
8月13日(水)	—	—	1,198	—

8月14日(木)	—	—	1,198	—
8月15日(金)	—	—	1,198	—
8月18日(月)	—	—	1,401	—
8月19日(火)	—	—	1,401	—
8月20日(水)	—	—	1,401	—
8月21日(木)	—	—	2,426	—
8月22日(金)	—	—	2,426	—
8月25日(月)	—	—	2,426	—
8月26日(火)	790,000	—	3,003	790

対象月の前月末時点における発行済株式数：44,821,600株（うち自己株式数：2,010株）（4,482,160株（うち自己株式数：201株））

※当社は2025年8月2日を効力発生日として、普通株式1株につき10株の割合の株式分割を実施しており、当該分割前の株数を括弧内に併記しております。

II. 月間行使状況について

1. 銘柄名	株式会社コンヴァノ第4回新株予約権（行使価額修正条項付）
2. 対象月間の交付株式数	5,920,000株
3. 対象月間中に行使された新株予約権の数及び発行総数に対する行使比率	5,920個（発行総数の84.57%）
4. 対象月の前月末時点における未行使の新株予約権の個数	5,920個
5. 対象月の月末時点における未行使の新株予約権の個数	0個

6. 対象月間における行使状況

行使日	交付株式数		行使価額（円）	行使された新株予約権の数(個)
	新株（株）	移転自己株式（株）		
8月1日(金)	—	—	919	—
8月4日(月)	—	—	1,094	—
8月5日(火)	—	—	1,094	—
8月6日(水)	—	—	1,094	—
8月7日(木)	—	—	1,364	—
8月8日(金)	—	—	1,364	—
8月12日(火)	5,130,000	—	1,364	5,130
8月13日(水)	—	—	1,198	—

8月14日(木)	—	—	1,198	—
8月15日(金)	—	—	1,198	—
8月18日(月)	—	—	1,401	—
8月19日(火)	—	—	1,401	—
8月20日(水)	—	—	1,401	—
8月21日(木)	—	—	2,426	—
8月22日(金)	—	—	2,426	—
8月25日(月)	—	—	2,426	—
8月26日(火)	790,000	—	3,003	790

対象月の前月末時点における発行済株式数：44,821,600株（うち自己株式数：2,010株）（4,482,160株（うち自己株式数：201株））

※当社は2025年8月2日を効力発生日として、普通株式1株につき10株の割合の株式分割を実施しており、当該分割前の株数を括弧内に併記しております。

7. 行使制限に関する状況（東京証券取引所「有価証券上場規程第434条」、日本証券業協会「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に基づく行使制限の遵守状況）

①すべての回数を合算した 交付株式数（株）	②発行の払込日時点における上場株式 数（株）	③ 行使制限に係る 行使比率 (①／②) (%)
5,920,000	43,741,600	13.53

8. 行使制限の超過について

当社は、ディメンショナルとの間で、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、原則として、単一歴月中に割当先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、払込日時点である2025年7月16日における上場株式数の10%を超える場合には、当社は当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使を行わせない旨の引受契約を締結しております。

当該超過制限行使に対し、当社は、有価証券上場規程施行規則第436条第5項第4号に基づき、新株予約権の行使価額が発行決議日（2025年6月30日）の終値である8,560円（株式分割後：856円）以上の場合、上記の制限を超えて行使できる旨、覚書において定めております。

これらの規定に基づき、上記のとおり、8月12日付で行使制限を超えて新株予約権の行使がなされたものです。

なお、本新株予約権発行に関する詳細につきましては、2025年6月30日公表の「第三者割当による第4回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行及び新株予約権の引受契約の締結に関するお知らせ」をご参照下さい。

以上